



お知らせ『りしり富士』

第574号 No1

令和2年3月4日発行

(編集：総務課企画調整係)

新型コロナウイルス感染症について

総合保健福祉センター

感染が拡大している新型コロナウイルス感染症については、道内において多くの患者が確認されています。微熱や倦怠感、体調不良がある場合は無理に仕事場に行かず、**症状に不安がある場合は病院への受診前に必ず下記までご相談**願います。

新型コロナウイルスに関する相談窓口について

① 帰国者・接触者相談センター（稚内・札幌）

○稚内保健所（健康推進課健康支援係）

平日 8時45分～17時30分

☎ 0162-33-3703

○北海道保健福祉部（健康安全局地域保健課）

平日 17時30分～21時00分

土日祝 9時00分～17時00分

☎ 011-204-5020

以下のような方はご注意ください！

※ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます。）

※ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患がある方は、上記状態が2日程度続く場合

② 発熱・感染症外来（利尻島国保中央病院）

受付時間 平日 14時00分～15時00分

※ 事前に病院へ電話でご連絡をしてください。（☎ **84-2626**）

休日・夜間に受診される場合も、事前に電話でご連絡ください。

新型コロナウイルスQ&A

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A：発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温測定をして記録しましょう。

Q2 感染したかも？と思ったらどうしたらいいですか？

A：以下の場合には保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が 4日以上続くとき
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のために妊婦さんはこうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

Q3 保健所等（帰国者・接触者相談センター）に相談するとどうなりますか？

A：電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、医療機関を受診できるよう調整します。

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A：現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

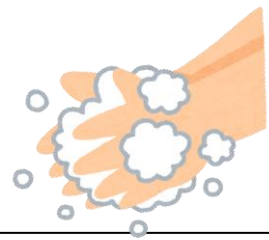
- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」



Q5 感染予防のためにできることはなんですか？

A：以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人混みを避ける



Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A：複数の医療機関を受診せず「帰国者・接触者相談センター」から紹介された医療機関を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A：現状では、はっきりしたことは分かっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へのウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。



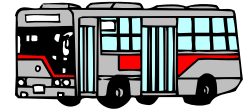
お知らせ『りしり富士』

第574号 No2
令和2年3月4日発行
(編集：総務課企画調整係)

高齢者バス利用定期券の更新について

福祉課福祉介護係

令和2年度70歳になられる方、既に利用されている方へ



現在お持ちの「高齢者バス利用定期券（オレンジ色）」は、3月31日をもってその有効期限が満了となります。

令和2年度においても引き続き利用される方は、更新手続きを随時行いますので役場福祉課または鬼脇支所で更新（購入）されますようお願いいたします。

4月からは、有効期限の切れた定期券（オレンジ色）では乗車できませんのでお間違えないようお願いいたします。

高齢者バス利用券には2つの種類があります

- ① **高齢者バス利用定期券**～購入日から3月31日までの期間で何回利用しても1,000円で乗車できる定期券です。
- ② **高齢者バス利用券**～利用回数が少ない方など、1区間1枚（100円）で利用できる券です。有効期限はありません。

※70歳になられる方（S26.4.1以前に生まれた方）へ～

令和2年度中（令和3年4月1日まで）に「70歳」に達する方から対象ですので、4月1日よりこの制度がご利用できます。

高齢者バス利用定期券（1枚 1,000円）

この券は、毎年、購入した日から3月31日を期限に何回でも利尻島内の路線で利用できます。（1年ごとに定期券を購入していただきます）

○ご利用方法～バスを降りるときに定期券を乗務員に見せてください。

高齢者バス利用券（1枚 100円相当） 11枚綴り1,000円（1乗車区間1枚使用）

この券は、利用した1乗車区間に対し、1枚使用します。（有効期限はありません）

○ご利用方法～バスを降りるときに「利尻富士町高齢者証（申請時に交付）」を乗務員に提示し、1枚切り取って渡してください。

更新手続き開始日： 3月13日（金）より

○現在お持ちの「定期券」及び「利尻富士町高齢者証」を必ず持参して、手続きを行ってください。

この件についてのご不明な点は・・・役場福祉課福祉介護係（電話：82-1113）まで

